

監査結果に基づく措置

産業部

<財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)>

産業振興課

- ・公の施設の指定管理者：浜松まちなかマネジメント株式会社
- ・施設名：浜松市ギャラリーモール

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和5年5月24日、監査基準日：令和4年9月30日)

指定管理者は、令和3年度及び令和4年度において、浜松市ギャラリーモールの利用時間を変更した日があったが、浜松市ギャラリーモール条例第6条ただし書による市長の承認を受けていない。

【措 置】(報告年月日：令和5年6月13日)

浜松市ギャラリーモールにおいて、指定管理者が利用時間変更に係る市長の承認を受けていなかったのは、浜松市ギャラリーモール条例の解釈誤りによるものです。

指摘を受け、指定管理者に対し、指摘の通知後の令和5年3月分の浜松市ギャラリーモールの利用時間変更に係る承認の申請を求め、当該申請の承認を行いました。また、令和5年度から令和6年度までの間における利用時間変更に係る承認の申請を受け、当該申請の承認も行いました。

今後は、浜松市ギャラリーモール条例に基づき、利用時間変更について適正な事務処理をしてまいります。